

とっとり国保連 Times

2022 年
9 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

TEL:0857-20-3684(審査課)

H P:https://www.kokuho-tottori.or.jp



@torikokuhoren

Twitter 用

QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等 通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書 発送予定日
		電子請求	紙請求	
2022 年 8 月	10 月 5 日(水)	10 月 20 日(木)	10 月 28 日(金)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2022 年 9 月	11 月 4 日(金)	11 月 21 日(月)	11 月 29 日(火)	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書 発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2022 年 9 月	10 月 7 日(金)	10 月 20 日(木)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2022 年 10 月	11 月 7 日(月)	11 月 21 日(月)	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

レセプト休日受付日等

請求年月	請求締切日	休日受付日 【9:00~17:00】	(参考)支払基金 休日受付日
2022 年 10 月	10 日(月・祝)	10 日(月・祝)	8 日(土)・10 日(月・祝)
11 月	10 日(木)	—	—
12 月	10 日(土)	10 日(土)	10 日(土)
2023 年 1 月	10 日(火)	—	9 日(月・祝)
2 月	10 日(金)	—	—
3 月	10 日(金)	—	—

◎受付場所・・・鳥取県国民健康保険団体連合会 事務室（鳥取県東部庁舎 5 階）

◎国保連合会と支払基金で休日受付日の異なる月があります。(2022 年 10 月・2023 年 1 月)

国保連合会は 10 日が土・日・祝の場合に休日受付を行いますので、請求にて来会の際はご注意ください。

※新型コロナウイルス感染リスク回避のため、なるべくオンライン請求システムまたは追跡可能な郵送等による請求をご検討ください。

※レセプトを郵送いただく場合は 10 日必着でお願いいたします

【オンライン請求システムについて】

オンライン請求システムによる請求の受付時間は以下のとおりです。(土、日、祝日含む)

5~7 日⇒8:00~21:00 8~10 日⇒8:00~24:00

(不具合等によりシステムの開通時間が変更となる場合がありますので、オンライン請求システムのお知らせをご確認ください。)

※エラーが発生していないかご確認の上、請求確定ボタンを必ず押してください！

国保連からのお知らせ

★令和 4 年 10 月より、後期高齢者医療制度における窓口 2 割負担が導入されます。

令和 4 年 10 月 1 日より、現役並み所得者(窓口 3 割負担)を除いて一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が 2 割になります。

併せて記載要領等が変更となりますので、ご留意の上請求をお願いします。

【レセプト記載例】

					1 医科	3 後期	1 単独	7 高入一 または 8 高外一	
保険者 番号	3	9	3	1	*	*	*	*	給付 割合

被保険者証に記載されている一部負担金の割合が[2 割]の場合、
保険区分は「7 高入一/8 高外一」となります。

特記事項

41 区力

後期高齢者医療における所得区分の記載が変更されます。
所得区分と特記事項については下表をご参照ください。



【後期高齢者医療における特記事項】

現行の「一般:29 区エ(34 多エ)」が「一般Ⅱ:41 区力(43 多力)または一般Ⅰ:42 区キ(44 多キ)」に変更となります。

所得区分	特記事項 (多数回該当)	給付割合
現役並みⅢ	26 区ア (31 多ア)	3 割
現役並みⅡ	27 区イ (32 多イ)	
現役並みⅠ	28 区ウ (33 多ウ)	
一般Ⅱ	41 区力 (43 多力)	2 割
一般Ⅰ	42 区キ (44 多キ)	1 割
低所得Ⅱ	30 区オ	1 割
低所得Ⅰ		

★新型コロナウイルス感染症に係る傷病名及び記載要領についてご注意ください。

【新型コロナウイルス感染症を疑った場合の傷病名について】

SARS-CoV-2 核酸検出等、新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施される場合の傷病名について、「コロナウイルス感染症の疑い」と記録いただいているレセプトが見受けられます。

「コロナウイルス感染症」は新型コロナウイルス感染症とは別の既存の病名であり、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は「COVID-19」等、新型コロナウイルス感染症であることが判別できる病名の記録をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症関連検査に係る記載要領について】

新型コロナウイルス感染症関連検査を実施された場合の記載要領について、下表の例のとおり令和 4 年 4 月よりレセプトコードが新設されています。ご請求の際はレセプトコードを用いた記録にご留意ください。

例)

診療行為名称等	記載事項	レセプトコード	レセプト表示文言
SARS-CoV-2 抗原検出 (定性)	検査が必要と判断した 医学的根拠	830100500	検査が必要と判断した医学的根拠 [SARS-CoV-2 抗原検出(定性)];***

※SARS-CoV-2 核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原/核酸同時検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2 を含む)につきましても同様に、それぞれレセプトコードが新設されています。

詳細は厚生労働省から発出されている「診療報酬等の記載要領等について」の別表Ⅰをご参照ください。